

〔翻刻〕

竹田定簡著『太宰府備考』

(表紙)

タテ二二三・一cm × ヨコ一五・八cm

〔凡例〕

一 以下は、福岡県立図書館寄託竹田文庫（竹田準氏原蔵）資料番号三四三一に含まれる竹田定簡著『太宰府備考』を翻刻したものである。

一 底本の改行箇所は／で示した。丁の改頁、及び改丁箇所は』で示し、当該箇所にそれぞれ丁数とオ（表）・ウ（裏）の記号を付した。また細字双行の部分は（）、その中にさらに細字双行を含む場合は（）で示した。

一 読者の理解に資するため、底本に適宜、読点を加えた。また、底本に付された返り点には、誤っている箇所、およびそのままでは読めない箇所があるが、すべて底本のままとした。

一 底本で虫損などによつて判読が難しい箇所については、合綴の門人中島直幹書写本（以下、中島本という）、及び伊藤文庫所蔵の写本（資料番号一五四）によつて補つた部分がある。難読箇所を□で示し、中島本、伊藤本による翻刻を〔〕で示した。

一 この翻刻は、前太宰府市市史編さん室調査員梶原伸介氏が作成した原稿をもとに、重松が補訂を加えたものである。補訂に際しては、市史資料室嘱託朱雀信城、藤田理子両氏の協力を得た。いずれも記して謝意を表したい。ただし、翻刻に関するすべての責は重松にあることを明記しておく。

年号月日

姓名

吾徒嘗慨太宰府古址之竟湮滅欲建碑府／趾、刻旧藩督学竹田定簡所曾撰之碑文以要／其不朽請之于官、県令渡辺君大嘉其志捐／貲助其拳、且為自撰碑銘、於是更相議而建之云

太宰府備考 全

「竹田」（隅丸方印）

竹田文庫
3431

(一丁オ)

太宰府備考序 □□（長方印）

「竹田□記」（方印）

余嘗因二郡奉行矢野子晋之属、撰二太宰府旧蹟碑、方是時一按二地図一察一地理一且歴一閱古書一、上而推古帝紀下而後土御一門帝其際凡六百有余歳、每レ有下関二係府者上則隨讀隨鈔殆一細大不レ遺積為二一冊一名曰二太宰府備考一、然而重複無レ序一首尾決裂藏在二筐笥一者亦十有余歳也、今茲慶応丁卯岡／村君從一長崎一帰一日訪一余幽居一、談及二都府樓古蹟一則出一是／稿一而談レ之、君遂袖帰後數月來返レ之曰請校正淨写而与一／一冊永以為二秘藏一乃略加一損益一為二序次一以贈レ之、庶幾彷彿一（一丁ウ）乎文献之影響一耳、

時慶応三年丁卯

瀟韵竹田定簡書

(二丁オ)

「竹田」（丸印）「定簡之印」（方印）

一此書、全く碑文撰述の為に取調子入用の処斗り書／抜たる事に付、年代の前後、事の重複、歳月の差／誤もあるべけれども、只に其古書に見へたる証を存する／耳、

一取調子の時には、御国中寺社其外諸家より多くの／書籍借入たれとも、碑文出来の上、皆それぞれ本に返／壁すれば、今又借入成かたく、只旧稿に依り、略校正／を加ふる耳、

一碑文撰述せし時は致話合たる人も一両輩ありけれども、（一丁ウ）今は泉下の人となれば再び話合も出来ず、旧稿の／反古を取出し此を取り彼をさり、纔に読るる斗なり、／万一千人もあらは恕したまへかし、（三丁オ）

太宰府備考

赤阪遺老瀟韵竹田定簡著

以前、文政三年庚辰礎現改ありし時、郡方より和史学者／青柳勝次へ問合の節、同人書取の趣を以、郡方へ申出の由左の通、

太宰府の始はいつと申儀不相分、推古天皇の御宇に始て國史に／相見候よし、都府樓、水城などは夫より五代程後天智天皇の／御宇に始り候由、都府樓は皇居にて無之、太宰の府官の役所にて／都督府の樓と申事のよし、其頃迄は高麗、百濟の王子も人質（三丁ウ）に留置れ候事も有之、其後安徳天皇仮りに皇居被遊候に付／民其跡を紫宸殿と相唱申候、府官の屋敷は今の往還より／南の方にて菅公の御屋敷は榎寺にて御座候由、觀世音寺にあ□／清水の処には先年、加藤虞山老より仕立に相成候石碑、寺の内／に納り居申を御建方に相成候はゝ、夫にて後年の目當に可相成、／尚罔等も御付被成候はゝ、其上も有御座間敷候、都府樓の蹟は近年も／次第に石数減候歟に相見へ申候、是は何卒後年迄形崩れ不申様／被仰付度奉存候事 辰三月 青柳勝次

左図は、文政中現改の図を本にして、此節重て大庄屋（四丁オ）庄屋へ申付、古き図の通にて礎石の数等相違無之哉、取調／可申旨相達、其土地と図面引合せ尚又取調子書改たる図／なり（凡太宰府は東北に竈門山高く聳へ、北に大城ノ山／一名鼓峯、日本／後記に見へたり）、西南城ノ山／（天智天皇四年八月様の城を／築かせ給ふよし見へたり）ありて、西方に水城（天智天皇三年、筑紫に於いて大堤を／築て水を貯ふ、名付て水城といふ／よし見／へたり）の大堤あり、これを以て府の要害となし、学業院／ありて多くの人才を養育せられしと見へたり）

右の通、太宰府旧蹟に付ては先賢より世話有りし事に候得共、／碑銘取立と申に至り不申候、以前よりひそかに碑銘被建候儀を／存立候人も有之たる歟に候得共、是も其併にて成就なくして／相

ヤミたるにや

此節、郡奉行矢野太左衛門、先賢の遺志を続き、太宰府の旧（四丁）
蹟も是迄にては受持の田主〔畠主〕□□何も事は不弁、只々〔自身抱〕□□内
の田畠の広くなる事をのみ日夜心懸、ひそかに石を地中〔に〕埋め、漸々
切崩し、後年には其処さへ不明白事に可成を憂ひ、碑□〔を〕取建、石
数なりとも紀置候はゝ、後年の目しるしにて相成歟の存念にて、余
〔に〕碑の事話に及候間、是事不容易儀に付、先被伺是銘文は誰に可
申談旨をも被伺候て相済候はゝ、認可申由答置候其後／伺候處御聞濟
に相成候、其伺書如左、

伺書（亥十月廿八日本ノ杉山文左衛門殿へ相伺候処、御受取相成
／十一月十五日御聞置に相成候）

郡奉行

矢野太左衛門

御付紙
右（郡方／受持）

承置

○碑面認方下付を以相伺候様被仰付候事

右に付郡奉行矢野太左衛門より左の通、

先日御話合仕候都府樓碑銘の儀相伺置候処、別紙の通御差図御

座候に付、無御懸念御起筆可被下候、御出来（七丁ウ）被成候
はゝ、直に伺可申候委曲付拝眉候 早々

十一月廿九日 太左衛門

簡吉様

右の都合に付、銘文起筆の前古書取調子書抜／書面如左、

筑前続風土記曰、太宰府旧址、国府村の東觀世音寺西つき山と云小
山あり、其西の田の中に大なる礎石多く残れり、是則太宰府の址な
り、此里を御笠の里と云、貞享年中觀世音寺の觀音堂を再興せし時、
多く其礎の石を取用たり、され共猶余石多し、南に（八丁オ）大門
の址、北に都府樓の址ありて、其間に大厦のありし跡、礎甚多くし
宮御遠忌にも候得は旅人入込も多く可有之、旁以猥りの儀無之様右
宮御遠忌にも候得は旅人入込も多く可有之、旁以猥りの儀無之様右

速に建方取斗申度奉存候、尤碑面認方は根元名高き場所の儀に候へ
は、強ち由来を事長く相記候にも及申間敷、全く旧蹟と申大概を相
記、全く相残居候礎／数等を記置候迄にて可然と相見込申候、然るに
近年も碑石建方／存立候者も有之趣にて、豎四尺八寸横二尺程の石切
立の併／同村へ相因居候分御座候付、此節右の石を直に取用候様可仕
（七丁オ）此段御聞置被為下度奉存候事

但右御聞置の上、碑面認方は竹田簡吉へ申合猶相伺候様可仕候、
此段も申上候、以上

十月

かにして、わたり武尺壹寸或は二尺五寸あり、鎮西府と／いひしも此所也、又都督府とも西の都ともいへり、凡此太宰府は何の／時より置れしにや其始を詳にせず云々

日本紀推古天皇十七年四月筑紫太宰奏上（是に太宰とありて／府の字なし、貝先生／風土記に是語を引、太宰府奏上云々とあり、後世村山

一介太宰府の図并に記を作りたるにも是語を引、太宰府奏事と書けり、右に付日本紀數本取あつめ調子候得共／何れも／無府字）言、百濟の僧道欣恵弥を首として一十人俗人七十五人泊二子／肥後国葦北津一と云々（太宰管内志卷二十五に太宰は於保美許等毛知と訓へし／御言持の意にて上言を取て達するの意なり、文字は）（八丁ウ）周官の太宰に／よれり云々

是太宰の字の国史に見たる始なり、是によりて見れば始て置れ／し事は猶其古久しき事なるへし、

日本紀孝德天皇五年正月云々、即拜二日向臣於筑紫太宰帥、世／人謂之曰是隱流乎云々、

日本紀天智天皇六年十一月百濟鎮將劉仁願遣熊津都督府／熊山県令上柱國司馬法聰等一送大山下境部連石積等筑紫／都督府一七年七月以二栗前王拜筑紫率一八年正月以二蘇我赤兄臣拜筑國遣使於筑紫太宰府云々、

是時始て都督府の字見へたり、帥の字を用ふる事も是に始る、

続日本紀聖武天皇平十四年正月辛亥太宰府を廢せ／らる、右大弁從四位下紀朝臣飯麿等四人を遣して廢府の／官物を以て筑前の国司に付らる、

同十五年十二月辛卯始て筑紫に鎮西府を置かる（別に處のか／わるに

あらす、／本の太宰府にして只に／名のかわるのみなり）從四位下石川朝臣加美を以て將軍として／外從五位下大伴宿祢百世を以て副將軍とす、判長二人、主典／二人あり、 同七年六月辛卯に復太宰府を置る、』

（九丁ウ）

是にて鎮西府の字始て見ゆ、

職原鈔曰、太宰府（帶筑前國）、當／唐都督府）聖武天皇天平十四年始而置筑紫鎮西府先是有太宰府号（依此文ても太宰府、鎮西府は／只に号のかわる耳）

天平宝字二年勅、諸國司以四箇年為任限、宝龜十一年／勅、太宰府任限為五箇年、凡當府都管／九國二島別帶筑／前也、帥（唐名都督相／當從三位）勅任官也、多以有品親王／任レ之、親／王任之者權帥若大式知／府務而已、權帥納言已上（若前／官）任レ／之、中古以來例於正帥者擬／親王官承／府務一人任レ權也、或／又任レ正依／時宜歟、為大臣之人左遷之時任／權帥、然而不レ可』（十丁オ）

レ知／府務／也、

筑前統風土記曰、大凡当府は九州二島を司とりて政治をなし、／西方の藩鎮として異賊の襲来に備へ、非常を防ぐ為に置れ／けるとなり、故に其任尤おもし、其上官を帥といふ、是勅任の官に／して多くは有品の親王を以て是に任す、親王是に任したまへは／權帥若くは大式府務をし、權帥は納言以上の人是に任す、／又大臣たる人左遷の時も權帥に任せらる事あり、菅丞相も／左遷の時此官に任したまへり、其次に大式、少式、大監、少監、大典、／少典、大判事、少判事、大令史、少令史、大工、少工、博士、陰陽師、（十丁ウ）医師、算師等の属官あり、其職掌は淡海公の作りたまへる令の第一／書に見へたり、又主

神、主工、博士、明法博士、音博士、主城、主船、主厨、大唐／通事、史生、弩師、新羅訳語、僕使等の小官、此府に在りて各其職／を勤む、天智天皇十年十一月対馬國司遣_二使於筑紫太宰府_一云々（続風／土記曰、／此時より既に太宰帥を／下されしなり）

天武天皇五年九月丙寅朔丁丑筑紫太宰三位屋_{ヤツネ}恒王罪あり／て土佐に流さる云々、

持統天皇三年八月辛亥朔丁丑淨広肆河内王を以て筑紫太宰』（十一丁オ）帥とす、八年九月壬午朔癸卯淨広肆三野王を以て筑紫／太宰

帥に拝す云々、

文德実錄卷四曰（慈野貞主／上表之文）夫太宰府者西極之大壤、中国之領袖／也、東以_二長門_一為_レ関、西以_二新羅_一為_レ拒、加以九國_二島郡_一縣潤遠自_レ古于_レ今以為_二重鎮_一（中／略）、大唐、高麗、新羅、百濟、任那等悉託_二此境_一乃得_二入朝_一、或緣_二貢獻之事_一或懷_二歸化之心_一可謂_二諸藩之輻湊中國之閥門_一者也、

三代實錄卷十六清和天皇詔鎮西者是朕之外朝也、千里合_レ符一方寄_レ重、

是にて外朝の字見ゆ』

職員令太宰府官員

主神一人（相當正七位下）	帥一人（相當親王三品、／諸臣從三位）
大式一人	少式二人
大監二人	少監二人
大典二人	少典二人
大判事一人	少判事一人
大令史一人	少令史一人

（十一丁ウ）

統日本紀 太政官_{（奏カ）}卷 筑紫太宰遠居_二辺要當_一警_二不虞_一兼_二待_{中ム}蕃客_上、已所_二執掌_一殊異_二諸道_一、而官人相替限_二四年_一送故迎新_二相_ム望道路_一、

大工一人

少工二人

博士一人

明法博士二人

（十二丁オ）

音博士

医師二人

陰陽師一人

主船

算師一人

主厨

陰陽師一人

大唐通事

新羅訳語

主城

統領

府掌二人

雜掌

史生二十人

新羅訳語

僕仗

弩師

学授二人

府衛四人

匠司

弩師

（十二丁ウ）

藏司

税倉

藥司

匠司

修理器仗所

守客館

守辰

守駅館

儲料

薬園駆使二十人

守辰

主船一百九十七人

廚戶

防人司

祐一人

防人正一人

防人部領使

令史一人

祐一人

（十三丁オ）

府国困弊職此之由、加以所レ給厨物過多毎守旧例充給或闕蕃客之儲、於事商量甚不穩便、臣等望請且停交替料兼官人歷任為五年、然則百姓息肩庖厨無乏、伏聽天裁、奏可レ之、

衛禁律曰凡越兵庫垣及筑紫城徒一年、(中略)曹司垣杖一百、
太宰府垣亦同、

本朝文粹卷二(三善清)行意見封事縁辺諸国各置弩師者為防
寇賊

(十三丁ウ)

之來犯也(中略)太宰府管内九国常有新羅之警自余北陸山陰
南海三道滨海之国亦皆可備隣寇者也、
藏司仕丁二人太宰府志曰、延喜式式部凡諸國貢調庸者西海道
納太宰府と見ゆ、管国の貢調庸を悉く太宰府の庫倉に納め置て
府より京に運送するなり、官府の西方の丘上に今も里民藏司といふ
地あり、礎石多く連り残れり、其石の径各四／五尺はかりあり、此辺
古瓦多し、此地庫倉の旧址なるへし、其地も広し、

守辰仕丁六人太宰府志曰、令の陰陽寮の条下に守辰丁(十四丁オ)

二十人掌下伺漏刻之節以時擊鐘鼓上とあり、続日本紀三十／三光
仁天皇宝龜五年十一月乙巳陸奥国言太宰府陸奥同警不虞飛駆之
奏当記時剋而太宰既有漏剋此国独無其器者云々といへり、
いつれの御時より此官府に漏刻を置れしにや、延喜式式部に凡太宰
及陸奥国漏刻守辰丁各六人課役俱免毎年相替と見ゆ、官府の址の南
にさし出たる崎を都伎山といふ、登伎山を訛りたりといふ、漏刻樓
この丘上に起し建られたるよし里人云伝ふ、今昔廟の側に漏刻樓あり
りて時を告るは此漏刻を後にかしこに移したるといひ伝ふ、

(十四丁ウ)

元亨釈書卷廿五永承皇帝廿有一年冬十有一月復慶太宰府觀世音寺、
百練鈔卷四康平七年十一月十八日諸卿定申太宰府觀世音寺炎上事、
治暦二年公家供養太宰府觀世音寺外記局日記康治七年七月十九日今日大臣召外記下給太宰解フ可レ
勘例其状云去六月廿一日夜觀世音寺堂廻廊焼ヌ件寺是都府之
大慶天智天皇以後元明天皇已往五代之聖主相続草創之御願也、
類聚国史卷百八十大同二年(平城天皇の年号)十二月太宰府言於
大野(十五丁才)城鼓峯興立堂宇安置四天王像令僧四人如
法修行而依制旨既從停止、
続風土記文武天皇大宝元年に甲斐国より梓弓五百張、信濃國より梓
弓一千二十張献せしを以て太宰府に充られし事もあり、又太宰府の
官舎は安徳天皇筑紫に蒙塵ありし時までは猶ありけるにや、平家
物語などにも寿永二年八月十七日平家は筑前国御笠郡太宰府に着、
同十八日平家安樂寺に参るとあり、太宰府の在し所は其旧址あり、
安樂寺は其東にあり(今安樂寺のある處を太宰府と云は其境内なり
し故なり、府の在し所は前に出す如くなり)今も太宰府の(十五
丁ウ)跡の田地を土民は内裏の跡と云、又田の字を紫宸殿など云へ
るは安徳帝のしばらく爰に鳳駕をとめたまへるゆへにかく名付
くならむ、無題詩集に釈蓮禪か冬日參詣安樂寺聖廟詩に府之東
南一松壩斯地佳名従昔伝とあれは、ますます官府の在し所前にいへ
ると同しき事可知(平家物語、盛衰記二書に太宰府といへるは都
督府の事なり、岩門今安徳村に安徳台ありて安徳帝の皇居の跡あり
しは太宰府へ皇居ありし後のことなり)

菅家後草卷十三公有不出門之詩云

一從謫居就柴荊万死兢々踴踏情都府樓纔看瓦色観音寺只聽

鐘声一中懷好遂孤雲去外物相逢満月迎（十六丁オ）此地雖一身無檢擊何為寸步出門行。

（都府樓の文字古き史類に不見、此天満宮の御詩にて始て其字を見る、/続風土記曰、太宰府官舎のありし跡の北にあり、都督府の樓なれば都/府樓とはいへる也、其地東西十四間南北六間、大なる礎三十あり、其礎石いすれも/方六尺余あり、其内柱の立し所は徑二尺一寸許也、其辺に古瓦の残れる/多し、都府の樓の瓦は異国より渡りしと云伝へ侍る、其瓦を以てえり/し碩、今も貯へる人往々有之、其精確なる事恰も鉄の如し、泗浜石の如にし/て奇玩とすへし、天神の詩に都府樓纔看/瓦色とつくりたまへるもこの瓦のことなり）

又菅家後草に謫中作延喜元年南館夜聞都府礼仏懺悔人漸地獄迷冥理。我泣天涯放逐辜仏号遙聞知不得發心北向只南無とあり、太宰管内志曰、此南館は則今/の樅寺の地なり、是正しく都府の南に当れり、亦天満宮（十六丁ウ）屋敷跡といふもかしこにあり、

万葉集廿卷 天皇乃等保能朝庭等之良奴日筑紫國 波安多麻毛流
於佐陪乃城曾等 防御 オサヘノキソト 不知火 フヨミノホノミカドトシラヌヒツクニハアタマモル

續日本紀和銅二年二月戊子詔曰筑紫觀音寺淡海大/津宮御宇天皇奉為後岡本宮御宇天皇誓願一所レ基也、雖レ累二年代迄レ今未レ了、宜太宰商量充驅使丁五十許人一及遂閑/月差發二人夫加三檢校早令二營作、
三代實錄卷廿二貞觀十四年十月廿六日勅太宰府輸貢綿/以龜惠

特甚、宜下降新典更肅中将来上、仍須其龜惠絹百疋及（十七丁オ）綿万屯満彼府藏司別并使監典并解却見任、

管内志曰、鎮西府は天平十五年十一月より同十七年六月のまでの間僅に二年許の事也、府城は元より始のまゝにて太宰府なれとも/其名の替るに付けて文武輕重のたかひもあれば（太宰は文官にし/て其任重し、鎮西/は武官にして/其任輕し）暫く別に引出るになむ（さて鎮西を置れて後いつとなく九国をさして鎮西といふ事/になりぬ、東鑑に鎮西ありと見へ又其外の/雜書にも鎮西八郎鎮西上人など見へたり）

武藤少弐系図に資頼は武藤小次郎太宰少弐筑紫守安貞/二年八月廿五日卒、行年六十九歳、法名覺仏号元養院殿伝曰/一谷合戦与平知盛在城縁樅原景時降參被預三浦義澄（十七丁ウ）奥州退治之時依先祖例蒙御免鎧馬為軍長、有大功賞賜大泉庄、建久六年為鎮西奉行賜原田種直跡三千七百町任子太宰少弐、宗祇筑紫紀行に兵部君とて侍る法師あたりの名処のしるへ/をもせん

とて相伴ぬ、かまと山は路遠くなりき、思川のおもかけは/神にとまりぬ、染川にそふて下るに天智天皇の皇居木の丸/殿のあとに馬をととむ、境内皆秋の野らにて大なる礎の数しらず、都府樓の月いにしへを思ふに昨日の觀音寺の鐘また/きくか如し云々（此頃早く太宰府を天智天皇の行宮の如くにかたりたると/聞ゆ、併ながら木の丸殿は上座郡の内に今も其跡あり、）（十八丁オ）天智天皇を太宰府に語り合せたるは安徳天皇/を誤れり、天智天皇の皇居は右に云如く木の丸殿なり）

続風土記に学業院址觀世音寺村の西の端にあり、南に向へる/地なり、其西に小川流る、学業院は吉備公始て立たまふと云、公は天平/勝宝

六年に太宰大式に任せらる、然れは此時創立したまひしにや、／又公入唐して弘文館の聖像を持來り、太宰府學業院に安／置せらる、公また百濟の画師に命して彼本をうつさしめ、都の／大学寮に奉らる（江家次第の／註に見へたり）いにしへ本朝に都にて釈奠の礼あり／し時、大学寮には孔子及十哲を祭らる、諸国には先聖文宣王、／先師、閔子騫三座を祭りし由（先聖先師、古は周公を以て先聖として、孔子を／先師とす、唐太宗貞觀二年、孔子を先聖とし、）（十八丁ウ）顏子を以て／先師とす）

又曰称徳天皇神護景雲三年太宰府より申さく、此府人物殷／繁にして天下の一都会なり、弟子のともから学者稍多して、／府庫た、五經のみ有之、未た三史あらず、伏乞列代の諸史各／一部を給へと申ければ、帝より三史、三国史、晋書各一部を賜りし由、／続日本紀に見へたり（此時迄は十七史未備、南史以下／の史も多くは来ざるなるへし）其後時うつり世乱で／より此かた、学業絶へ聖師の像もうせ、ひじりの教すたれて、文籍／もなくなり、今はた、其址のみありて、農夫の宅となれり、惜しみても／猶あまりあり、誠になけかしき事にこそ侍へれ、（聖像もうせと／あれとも今天満）（十九丁オ）宮の御文庫に吉備公持來られし像三座は延寿王院預りにて存せり、此辺古／蹟多し、就中水城学業院両処は印の石のみなりともありたき事なり）

延喜雜式・釈奠二座（先聖文宣王 先師顏子 但太宰府者／先聖 先師閔子騫三座）

主税式筑前國正税公廨各廿万束、國分寺料三万二千二百／九十三束、修理觀世音寺料一万束、文殊會料二千束、府官／公廨十五万束、衛卒料三万二千四百束、修理府官舍料六千束、

民部式凡太宰府蕃客儲米三千八百四十石、若經レ年致レ損／便充「公用」

廻レ旧収レ新且事「其修理府」中官舎料稻四万束、／毎年出拳六国／取息利「充用若利満二一万束」者停レ拳」
(十九丁ウ)

凡太宰府充仕丁者帥三十人、大式二十人、少式十一人（中／略）藏司／二人、税倉一人、

新古今集に菅家 莢萱の関守とのみ見へつるは人も／ゆるさぬ道べなりけり

宗祇筑紫紀行に カルかやの関にかかる程に關守立出て／我行末をあやしけに見るもおそろし 数ならぬ身をも／いかにと人とはばいかなる名をかかるかやの関（管内志曰、此関は／太宰府より博多／津に通ふ道中なれば太宰府警固の為なるへし）

宗祇後土御門天皇文明中、筑紫に下り作「紀行」、其時すでに』（二十丁オ）太宰府礎のみになりけると見へたり、乍併菟萱の関は猶／ありしと見ゆ、

右にて古書の太宰府に關係する處の書の抜書相済、是より摘レ要撰「碑銘」左の如し、

太宰府旧蹟碑

上古鞠メテ太宰府ト以為ニ西方重鎮ト而筑紫太宰字始見

推古帝紀

天智帝時称「都督府」

(二十丁ウ)

聖武帝時称「鎮西府」

清和帝詔謂為「外朝」其盛可レ知也・延喜中典制之盛由來久矣及ニテテス

（朱書）

菅公謫為「府」ノ權帥其

不出門詩有都府樓纔看瓦色之句而樓之建不詳其歲月世伝

安徳帝西狩駐蹕當時尚存旧制云自下鎌倉府以武藤資頼為中太

宰少弐上子孫世官府政大変下至足利氏之衰一府樓亦廢矣今壠間礎

朱書

尚

石存二百有三而曹局所在不可復弁但大門都府樓其蹟可驗也傍近又有礎石百二十有三傳為藏司遣址其美不可考焉学業院及水城皆為府設者亦朱書（二十一丁オ）復湮圮僅知其處耳郡奉行矢野昭徳奉朱書命樹碑于樓趾將傳古蹟于無窮属余識

シム

其由朱書若夫府帥政蹟之懿國史之文具矣故不復述爲銘曰

朱書

鼓嶺之麓思川之浜府樓灰滅

朱書

殘礎星陳歲月悠邈朱書綿然陸谷變遷

朱書

菅公之詠

万古炳焉朱書

朱書

嘉永五年壬子本藩督学竹田定簡謹撰

行文簡明銘辭古雅可誦

戊午九月廿一夜謙妄批（謙は齊藤徳蔵拙堂先生なり／藤堂公

儒者にて公義御目見なり）

（二十一丁ウ）

簡鍊高古文壇宿将

嶺南林雲達拝讀

（右朱書に係ものは雲達の書入なり、雲達は嶺南の学士にて當時

清／朝の乱を避て長崎へ滞留の人なり）

初発碑文建方の儀、同濟の節、勿論碑銘出来の上重而可伺旨被仰付置候付、乃右碑文太左衛門より相伺其節

宰相公御參觀前に付江戸へ為御持可然儒者へ一応為見可被遊の由、

御用入林太郎左衛門より被相達、其後江戸において水戸老公齊昭公の御耳に入、篆額御書被遊度段被仰入、其節老公の御書に御家臣の御認の筈に極然處。の文には被憚儀も有之に付、（二十二丁オ）宰相公御自作の文に相成可然御評議にて前後の文／体少々書替之儀を佐藤捨藏殿へ御頼に相成無程／御下国被遊以後老公も御隠居に相成彼是達々の内、歳／月相立遂其何んに相成候事

控本未作御□候間、乍御面倒御電覽の上、御序に御返奉願候拝